

中世観世音寺の戒牒

かい
ちよう

僧尼や仏教信者が守るべき規範のこととを戒律といい、これを師僧が弟子に授けることを授戒（受ける側は受戒）といいます。僧侶になるためには戒壇と呼ばれる専用の壇の上でこの儀式を受ける必要があり、観世音寺には、天下三戒壇の1つが置かれ、九州の僧尼が受戒する場として栄えました。観世音寺では4月8日と11月28日に授戒が行われていました。

授戒するとそれを証明する

戒牒という文書が出されます。現在、鎌倉時代の元亨3（1323）年、南北朝時代の正平18（1363）年、戦国時代の天文23（1554）年の3通が残っています。



～公文書館だより⑤～

一方、戦国時代の戒牒はこれらとはまったく形式を異にします。まず日付が9月2日付で恒例の日と異なります。三師と証明師の名や担当者の証判は見えなくなり、事務担当者と思われる公文所の花押（サイン）があるのみです。受戒した僧名も記されず、受戒申請文言も簡単なものになります。ただし、観世音寺の寺印が全面に捺されている点は共通

す。また、鎌倉時代のものには授戒を監督するため大宰府から派遣された役人2名の署判を記していますが、南北朝時代のものにはありません。大宰府の役所としての機能の低下を確認できます。

北朝時代の戒牒は写し、南北朝時代のものはないのですが、両者から当時の戒牒を復元すると、①冒頭に三師と証明師の僧名を掲げ、②受戒する人物の申請文言を記し、③末尾に事務等を担当する僧が証判を据えるというものでした。なお、南北朝時代のものには全面に観世音寺の寺印が捺してあり、これが正式なものであることを示しています。

授戒制度は時代が下るほどに形骸化し、観世音寺に行かずに受戒だけ受けたことにしておくという事態が横行していました。戦国時代の戒牒の書式変化は、このように形骸化した授戒制度を反映するものかもしれません。

北朝時代の戒牒は前部を欠いているので、完形のものはないのですが、両者から当時の戒牒を復元すると、①冒頭に三師と証明師の僧名を掲げ、②受戒する人物の申請文言を記し、③末尾に事務等を担当する僧が証判を据えるというものでした。なお、南北朝時代のものには全面に観世音寺の寺印が捺してあり、これが正式なものであることを示しています。